

豊中市障害児教育基本方針

昭和53年9月8日

豊中市教育委員会

も く じ

前 文	1
基 本 姿 勢	4
具 体 施 策	6
1. 市立幼稚園における障害児教育	6
2. 市立小・中学校における障害児教育	8
3. 養護教育諸学校	11
4. 後期中等教育・高等教育	13
5. 教育研究所における障害児教育	13
6. 教育職員の指導体制の充実	17
7. 医療及び医療研究機関との連携	18
8. 労働・福祉関係機関との関連	19
9. 家庭教育における障害児教育	20
10. 社会教育における障害児教育	21
後 文	23

前 文

日本国憲法には、すべて国民は基本的人権を享有し、個人として尊重されることの中で、生存権の保障とともにその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有することを明らかにしている。

これを受け、教育基本法は、ひとしく能力に応ずる教育を受ける機会が与えられるべきことをうたい、なおまた、心身障害者対策基本法においても、すべての障害者は、個人の尊重が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を有することを明記している。

しかるに、障害者は、その障害の故にときにはさげすまれ、ときには差別され、尊い人命が失なわれることもあとを断たない。

これは、明治初期の学制発布の布告の中で、「その他廃人学校あるべし」と規定した思想が、今なお、社会意識として存在しているとともに、障害をもつ人々がひとしく教育を受け、あるいは、勤労の権利を保障されるための制度や方法が、不十分なところから起こっている極めて遺憾な社会事象なのである。

したがって、憲法で明示しているように、障害をもつ人々が、人間として本当に尊重され、生存権が保障されるためには、障害者に対する万般の施策とともに、障害児に対する教育の基本方針を確立することが急務となっている。

わが国における障害児教育は、明治初期から昭和30年代にいたる間、主として盲学校・聾学校の設置はみられながらも、全体としての歩みは遅々たるものであった。昭和34年になって文部

省が、特殊学級・養護学校の計画的設置を進めるに至って、ようやく、障害児教育は、教育行政上の重要課題として認識されるようになったのである。

しかし、時代の推移とともに生じている多様な障害児を、教育の対象とするものではなかった。その後、重度・重複の障害児を含め障害の多様化に対応する教育は、全国的に広がっていった。

こうした動きの中で、文部省は、昭和48年に「養護学校における就学義務、及び養護学校の設置義務に関する法令」を公布し、昭和54年度から実施することを定めた。この間に、障害児の発達には、障害の個々の状況に応じて、可能な限り健常児とともに、集団の中で教育を行うことの重要性が認識されるようになった。

豊中市における障害児教育は、豊中市教育委員会が昭和27年、豊中市立教育研究所に教育相談室を設けて、障害児教育について市民の相談に応ずるようにするとともに、豊中市立豊島小学校に精神薄弱児学級を設置したことから始まる。その後、年をおって市立各小・中学校に、大阪府教育委員会の認可に基づく障害児学級の新增設をはじめとする条件整備を進めてきた。昭和46年には同和教育の基本方針を制定し、その中で、障害児教育についての基本的態度を明らかにし、昭和48年には、障害児の全員就学を期して、在宅の重度・重複の肢体不自由児のための学級を設置したのである。更に、豊中市立保育所と同様に、豊中市立幼稚園においても、障害児の入園について行政的配慮を行った。また、障害児教育推進協議会を設け、豊中市立学校園・保護者・医療関係者・学識経験者の代表の参加を得て、具体的な諸問題について協議し、これの推進をはかってきた。なお、昭和51年には、豊

中市心身障害者対策協議会から障害児教育についての答申も得たのである。

ふりかえてみるに、豊中市が障害児教育に着手してから4半世紀を経たが、この間、前述のように、その時々において先駆的役割を果たし、教育的実践をあげてきたことも事実である。

しかし、本市の現状をみると、なお多くの問題を有しているといえよう。すなわち、少数ではあるが未就学の在宅障害児にどう学校教育を保障するか、障害児と健常児との相互理解をはかる中で、障害の多様化、重度・重複化に対応する幼・小・中の一貫した教育内容や方法をどう樹立するか、乳幼児期からの治療と指導をどのように実施するか、障害児をもつ保護者が、個々の障害を正しく知るためのてだてをどうするか、更に、生涯教育の観点に基づいて、後期中等教育への展望をどう開いていくか、労働・福祉・医療関係機関との緊密な連携協力をどう推進するか、また、すべての市民が、障害者問題を正しく認識するために、社会教育をどう進めるか等、障害児の自立を旨としての諸問題が挙げられる。

これらの課題を組織化し、体系化し、正しく、しかも、たしかな障害児教育を推進するため、豊中市心身障害者対策協議会の答申に基づき、ここに豊中市障害児教育基本方針を制定するものである。

基 本 姿 勢

1. 障害を有するすべての児童（以下幼児・生徒を含む）の教育を受ける権利が、完全に保障されるように努める。
2. 障害を有する児童は、それぞれの校区の学校に就学し、その学校の教育目標にしたがって、所属学級・障害児学級で教育を受けることが望ましい。ただし、児童の生命の安全、発達課題に応じるための医療・治療訓練の必要性、保護者の希望等によっては、養護教育諸学校や他の学校への就学の保障に努める。
3. 障害を有する児童が、所属学級等の健全な児童と共に生活し教育を受け、共に成長発達することは望ましい。そのために、所属学級、及び、障害児学級の果たす役割を正しくふまえ、児童のもつ発達課題に応じて、適切な指導が行われるように努める。
4. 障害を有する児童は、人間として尊重され適切な教育・医療治療訓練を継続的系統的に受けることにより、よりめざましく成長発達する。それ故に児童の発達課題を正しく把握し、具体的な指導によって発達が促進されるように努める。
5. 障害を有する児童が、発達課題を克服していくとき、その児童の成長発達は促進される。
したがって、幼・小・中の学校園は、一貫した指導となるよう連携を深めるとともに、保護者とも相提携し、児童の発達を促すための創造的に指導に努める。
6. 障害児教育をいっそう推進するために、各学校園では、障害

児教育をふまえた教育目標のもとに、障害児教育全体計画、及び障害児個別指導計画を作成し、全教育職員の共通理解と協力体制のもとに指導が行えるように努める。

7. 障害児教育は、義務教育期間だけでなく、乳幼児期から老年期にいたる全生涯にわたって配慮されなければならない。したがって、後期中等教育はもちろん、高等教育あるいは労働・福祉のそれぞれの機関との連携のもとに、教育が充実するように努める。
8. 障害の様相は、多様化し、重度化しているので、早期発見・早期治療に努め医学・心理学・教育学とのかかわりを密にしながら、障害児教育がより適切なものとなるよう、各学校園の教育諸条件の整備充実に努める。
9. 障害を有する児童の発達を促進するために、家庭教育のあり方や、入園・就学・通学・通級・進学・就労等の進路について医療・治療訓練諸機関の協力のもとに、適切な教育相談を行うように努める。
10. 障害児教育をより充実し効果的に推進するためには、教育職員の熱意と専門的知識・技能のいっそうの充実が必要である。
したがって、障害児教育について、全教育職員の理解が深まるようにするとともに、担当者が幅広くえられ、また、育成されるよう研修と指導体制の充実に努める。
11. 障害を有する児童の成長発達は、社会生活との関連で、特に促進されるものであるから、学校・家庭・社会が有機的に結びつき、障害を有する児童にとって差別のない開かれた社会となるようにするとともに、学校・家庭・社会のそれぞれの場において、自立性が養われるように努める。

具 体 施 策

すべての障害児が、学校教育はもちろんのこと、地域社会での生活全般にわたって、ひとしく教育が受けられ、市民としての生活が安定し確保されるためには、教育・医療・労働・福祉の面にわたって積極的に配慮されなければならない。

そのためには、幾多の必要諸条件の整備・充実を、関係諸機関との連携協力のもとに進めるとともに、障害児の自立性を養い、生涯にわたる教育としての一貫性や、市民への啓発活動を含めた社会教育の分野に至るまでの諸問題について、将来展望に立ちながら、現実的な課題解決がはかれるよう、ここに総合的にして、具体的な施策を講じようとするものである。

1. 市立幼稚園における障害児教育

幼児期は、生活経験の拡大により、知的能力、社会性、感情、自主的行動等の諸能力が著しく発達する時期であるから、幼稚園においては、健常児とのかかわりを大切にする保育を行う。

なお、その際、他の関係諸機関、保育所・私立幼稚園等との連携を密にし、就学前における障害児教育の充実をはかるように努める。

(1) 障害児教育の教育課程

① 保育目標

各園においては、障害児教育基本方針に基づいて、障害児教育が推進されるよう、保育目標の設定とその具体化に

努める。

② 指導計画

各園においては、障害児ひとりひとりの発達課題を正しくとらえ、保・幼・小の関連性に留意して、全体指導計画と個別指導計画とが、有機的な結びつきとなるよう努める。

1) 発達の状況に応じて、社会生活が広がるような保育内容の設定に努める。

2) 障害児が、充実した生活ができるよう、個別・全体の指導のあり方、及び教材をくふうするとともに、健常児と障害児のかかわりが、相互理解を深め、広い人間生活の基盤となるような指導に努める。

(2) 保育の方法と形態

保育にあたっては、障害児の発達課題に応じ、最も適切な方法と形態を考慮するように努める。

① プレイルームでの指導と所属学級での指導を、有効適切に位置づけ、発達が促進されるように努める。

② 障害の状況によっては、治療訓練関係機関との連携による保育ができるように努める。

(3) 保育所・私立幼稚園との連携

すべての障害乳幼児の発達を促進するため、保育所・私立幼稚園等との連携をはかり、0才から就学前における障害児保育の推進をはかるように努める。

(4) 条件整備

① 教育職員の配置

1) 幼稚園における障害児教育を推進するため、実状に応

じて、教諭の適正配置に努める。

2) 幼稚園における重度の障害児については、必要に応じ、介助員を配置するように努める。

② 園内施設・設備

ブレイルーム等の施設、並びに生活訓練・機能訓練のための設備・備品を、必要に応じ整備するように努める。

③ 教材・教具

指導上必要な教材・教具の整備、充実に努める。

2. 市立小・中学校における障害児教育

小・中学校においては、学校全体の教育活動の中で、障害児が健常児と共に生活し、自立し、発達が促進されるよう、それぞれの発達課題に応じた教育課程を編成することが大切である。

また、障害児の指導が適切に行えるよう、関係諸機関との連携を密にし、指導体制を確立するとともに、必要学級の設置、施設・設備の改善、充実に努める。

(1) 障害児教育の教育課程

① 教育目標

各学校においては、障害児教育基本方針に基づいて、障害児教育が推進されるよう、教育目標の設定とその具体化に努める。

② 指導計画

1) 各学校においては、障害をもつ児童の発達課題を正しく把握し、幼・小・中の一貫性に留意して、指導計画の作成に努める。

2) 指導計画の作成にあたっては、全体指導計画と個別指導計画とを、有機的に関連させるように努める。

(2) 指導方法と形態

障害児の指導にあたっては、所属学級での指導、障害児学級での指導、通級での指導、更に、治療や機能訓練等の方法をそれぞれの障害に応じて、計画的に設定するとともに、障害児の発達が、いっそう促進されるよう創意くふうに努める。

(3) 障害児学級等の設置

① 校内学級

各学校に通学する障害児のために、すべての学校に障害児学級を設置するように努める。

② 広域学級

1) 重度・重複の肢体不自由等の障害児については、その生命の安全と医療・機能訓練の必要性も考えて通学地域等を勘案し、小学校3校・中学校2校程度の広域学級を設置し、通学による教育と医療・訓練の連携をはかるように努める。

2) 治療や訓練を必要とする言語障害児については、通学地域等を勘案して、小学校・中学校に広域学級を設置し、障害の状態に応じて、通学や通級等による指導ができるようその充実に努める。

3) 弱視により学習が困難な児童については、通学地域等を勘案して、小学校・中学校に広域学級を設置し、障害の状態に応じて、通学や通級等による指導ができるようその充実に努める。

4) 難聴により学習が困難な児童については、通学地域等を勘案して、小学校・中学校に広域学級を設置し、障害の状態に応じて、通学や通級等による指導ができるようその充実に努める。

③ 通級学級

治療や訓練を必要とする言語障害・情緒障害の児童については、教育研究所に言語障害指導教室、及び情緒障害指導教室を設置し、障害の状態に応じて、通級による指導ができるようその充実に努める。

④ 院内学級

病・虚弱のために、長期の入院治療を必要とする児童については、医療関係機関との連携をはかりながら、病院内学級の設置に努める。

⑤ 訪問指導

やむをえず、通学できない在宅障害児については、訪問指導の拡充を府に対し要望するとともに、訪問健康診査と健康管理について、適切な指導助言が行われるように努める。

(4) 条件整備

① 教育職員の配置

- 1) すべての学校における障害児教育を推進するために、障害児学級の定数の引下げ、並びに障害児教育担当者が複数となるよう、国及び府に対し要望する。
- 2) 小・中学校における重度・重複の広域学級については、必要に応じ介助員を配置するよう、国及び府に対し要望

する。

② 学校施設

障害児が安全で充実した教育が受けられるよう、学校施設の改善と整備に努める。

③ 障害児学級の施設・整備

- 1) 校内学級には、障害児教室とプレイルーム等を設け、生活訓練、機能訓練のために必要な施設・設備を整備するように努める。
- 2) 広域学級のうち、重度・重複の障害児学級には、健康の増進安全の確保、学習、機能訓練のために必要な施設・設備を整備する。また、弱視・難聴等の学級については、それぞれの障害に応じて、指導・訓練に必要な教育環境の整備充実に努める。
- 3) 通級学級には、それぞれの障害に応じた治療・訓練に必要な教育環境の整備充実に努める。
- 4) 院内学級では、病・虚弱の症状に応じて、学習指導が行えるようにするため、病院との連携のもとに、施設・設備の整備に努める。

3. 養護教育諸学校

障害児の発達を促進するために、保護者や市立学校と養護教育諸学校との緊密な連携と協力関係を保ち、個々の障害の実態に応じた指導がなされるように努める。

(1) 養護教育諸学校との関連

① 養護教育諸学校への就学

児童の障害の状態によっては、養護教育諸学校に就学できるよう、保護者に対して、適切な指導・助言に努める。

② 校種間の移籍

障害の程度や発達の状態により、市立小・中学校から養護教育諸学校へ、また、養護教育諸学校から市立小・中学校への移籍が必要に応じて行われるよう関係機関に要望する。

③ 校種間の交流

小・中学校と近隣の養護教育諸学校との交流をはかるとともに、養護教育諸学校に通学する障害児が、居住地の小・中学校の児童と交流することができるよう、相互の連携に努める。

(2) 養護教育諸学校との連携

① 研修の交流

市立学校園教育職員と養護教育諸学校教育職員が、互いに指導上の諸問題について研修の機会が共有できるように努める。

② 訪問指導員との連携

訪問指導員と積極的な協力体制を確立し、在宅障害児の発達を促進するとともに、就学猶予・免除者の解消に努める。

③ 施設・設備の利用

市立学校園の教育職員が、養護教育諸学校の施設・設備を利用する機会が拡充されるよう、関係機関に要望する。

4. 後期中等教育・高等教育

義務教育修了後の障害をもつ青少年に対し、個々の障害に適した教育や治療・訓練を実施することが必要である。

そのために、障害の実情に適した教育が受けられるよう、関係機関にはたらきかける。

(1) 後期中等教育

① 高等学校教育の拡充

義務教育を修了した障害児の中で、高等学校への進学を希望する者については、その教育の機会が開かれるように積極的にはたらきかけるとともに、養護教育諸学校高等部の増学級、及び専攻科の設置等の拡充がはかれるよう、関係機関に要望する。

② 各種学校等の教育の拡充

義務教育、あるいは後期中等教育を修了した障害児の中で、各種学校、専修学校へ進学を希望する者については、その教育の機会が開かれるよう、関係機関に要望する。

(2) 高等教育

大学への進学を希望する者については、後期中等教育が修了したのちも、その進路が開かれるよう、関係機関に要望する。

5. 教育研究所における障害児教育

教育研究所では、市民や学校が希望する教育相談と心理治療、指導訓練、並びに、それぞれの保護者に対するカウンセリングや助言、及び児童の発達課題が克服できる進路相談を行う。

なお、障害児の発達を促進するために必要な研修と資料整備に努める。

(1) 教育相談

① 早期発見・早期治療

児童の障害は、早期に発見され、早期に治療・訓練が行われるほど、障害の軽減ないし克服の度合いが高い。したがって、早期発見、早期治療の重要性について、市民の啓発を行うとともに、適切な教育相談の実施に努める。

② 障害の相談と治療・訓練

児童の発達を妨げる情緒障害、言語障害、その他の障害について、市民、あるいは学校からの教育相談の申し出に応じ、より適切な心理療法、言語指導、訓練等を実施するように努める。

③ 発達課題の把握による進路相談

1) 発達課題の把握

児童の身体的機能の側面、内的成長ないし環境的側面等から発達課題を把握し、学校や保護者の進路相談に応じられるように努める。

2) 進路相談の方法

入園・就学・進学・就労等の進路相談については、年間を通して、保護者、学校園、関係諸機関からの申し出を受けつけ、また、就学時その他の健康診断等の結果に基づき、保護者との話し合いを行い、適切な相談内容となるよう指導・助言に努める。

3) 進路相談の組織

進路相談は、内容が多岐にわたり、対象者が多数に及ぶことを考慮して、相談担当者を配置する。なお、担当者の必要に応じて、専門的助言が得られる委員会を設け、適切な進路相談が行えるように努める。

4) 進路相談と関係諸機関

進路相談担当者は、必要に応じて、労働・福祉、医療・訓練関係者、学識経験者、及びその他関係機関と連携を保ちながら、適切な進路相談が行えるように努める。

(2) 障害児指導教室

① 情緒障害児教育

情緒障害児が障害を克服するのに必要な理論研究、心理療法の実施に努め、その研究結果を学校教育に役立てる。

② 言語障害児教育

言語障害児が障害を克服するのに必要な理論研究、指導訓練の実施に努め、その研究結果を学校教育に役立てる。

③ その他

情緒障害・言語障害以外の難聴・弱視・ちえ遅れ等、多様な障害についても、その障害を克服するのに必要な理論研究、指導訓練の実施に努め、その研究結果を学校教育に役立てる。

(3) 研 修

① 発達課題把握のための研修

児童の発達を促進させるためには、児童の発達にとって重要な課題を把握し、児童が障害を克服できるよう援助す

ることが大切であるので、関係教育職員とともに研修を深め、日常の指導に役立てるように努める。

② 指導法・心理療法等の研修

障害を克服しようとする児童の自己治癒の働きを増進する心理療法や感覚統合等の訓練、及び障害を克服するための指導について、関係教育職員とともに研修を深め、日常の指導に役立てるように努める。

③ 障害児の指導に関する研修

障害児が、学級・学年・校内、及び地域社会の中で成長発達することは極めて重要である。したがって、健常児との関係で発達する障害児の指導について教育職員とともに研修を深め、日常の指導に役立てるように努める。

④ 短期集中研修

障害児教育にあたっては、児童の発達課題の把握、自己治癒力の促進などについて、指導者としての望ましい態度を養い、技能を高めることが重要であるので、研修を短期間に集中して実施するように努める。

⑤ 教材・教具及び補助器具の研究開発

障害児が自立するのを効果的に援助するには、教材・教具、及び補助器具の創造的な開発が必要である。したがって、関係教育職員とともに、学習のねらいにあった適切な教材・教具、及び個々の児童に即した補助器具等の研究開発に努める。

6. 教育職員の指導体制の充実

障害児の発達を促進し、自ら障害を克服できるようにするため、教育職員の研修や校園内の指導体制の充実に努める。

(1) 教育職員の確保と協力指導

① 全教育職員の協力指導体制

個々の障害児や健常児がそれぞれ発達し、また、共に発達させていくためには、全教育職員の理解と協力によらなければならない。そのためには、校園内の協力体制を具体的、組織的に編成し、教育職員が一体となって意欲的に推進するように努める。

② 担当教諭の確保

1) 障害児は、その障害の実態に応じ、所属学級と障害児学級において、適切な指導を受けることによって発達が促進される。したがって、所属学級担任や障害児学級担任に、熱意と専門的教養をもつ教諭の確保に努める。

2) 教員の新規採用にあたっては、障害児教育を正しく理解する者、並びに専門的知識・技能をもつ者の採用に努める。

3) 教員養成大学における障害児教育の履修の必要性を、関係機関に要望する。

(2) 研 修

① 校園内研修

障害児教育の推進にあたっては、それぞれの学校園の教育目標に基づき、その年度の研修計画を立案し、全教育職員の参加により充実した研修となるように努める。

② 研修機会の拡充

- 1) 大学・教育研究所・各医療機関、及び各種講座等で、障害児教育について、専門的な知識と技能がより深く身につくよう研修機会の拡充に努める。
- 2) 介助員については、障害児の理解や介助のあり方などについて、研修機会の設定に努める。

7. 医療及び医療研究機関との連携

児童の発達課題を的確に把握し、その克服のために適切な指導を行うには、教育学・医学、そして、訓練などあらゆる分野の指導助言と新しい理論や医療機器も取り入れることが必要である。したがって、医療関係機関との連携を積極的にはかるように努める。

(1) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等との連携

個々の障害児の健康観察・健康相談・疾病治療・学校園行事等への参加、並びに機能訓練や生活習慣の指導、学校の環境管理等にあたっては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、及び障害児の主治医と十分な連携を保つとともに、理学療法士等を委嘱し、それらの指導・助言と協力のもとに、障害に応じた指導が進められるように努める。なお、障害児の健康管理等にあたっては、精神科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・内科・小児科・歯科・心理学者等を含めた専門学校医を委嘱し、チームを組織して、幼稚園、小・中学校の障害児教育と連携できる体制の整備に努める。

(2) 医療関係機関との連携

障害児教育に対する医学・薬学的分野の指導、治療・訓練の重要性から、市立豊中病院に障害児の治療・機能訓練について、そのセンター的役割を果たし得る体制の整備と、院内学級設置に対する協力を要望するとともに、豊中市医師会、豊中市歯科医師会、豊中市薬剤師会を通じて市内の病院・その他の医療機関や保健所に対しても、必要に応じて協力が得られるように努める。

(3) 理学療法士等の確保

障害児の発達課題に応じるための機能訓練・生活指導に対して、専門職としての理学療法士等の確保をはかるように努める。

8. 労働・福祉関係機関との関連

学校における障害児教育で獲得された能力を生かしながら、障害者が、社会の一員として適切な労働に従事することは、極めて重要なことである。また、障害者が、その生涯にわたってより充実した生活を送るためには、福祉による生活基盤の確立が重要である。

したがって、労働・福祉関係機関に対し、就労・福祉政策の拡充がはかれるよう要望するとともに、一般社会での理解と協力が得られるよう啓発に努める。

(1) 就労の促進・援助

就労施策、並びに職業訓練校・職業適応訓練所等の充実を関係機関に要望する。また、一般企業に雇用されることの困

難な障害児（者）に、労働の機会が開かれるよう、福祉工場、共同作業所等の設置について、関係機関に要望する。

(2) 福祉の充実

① 障害児福祉施設の拡充

障害の多様化、重複化、多数化に対処したあゆみ学園、しいのみ学園等の施策の拡充、並びに、満15才以上で雇用困難な者の自立厚生に必要なみのり学園等の通所厚生施設・通所授産施設等の拡充を、関係機関に要望する。

② 障害者総合福祉センターの設置

福祉施策が有機的に機能を発揮できるよう、障害者総合福祉センターの早期設置を関係機関に要望する。

9. 家庭教育における障害児教育

障害児の保護者が、発達の視点に立って個々の障害を正しく認識することは、障害児の成長発達に欠くことのできない条件である。したがって、保護者が障害の内容を正しく理解し、家庭教育の在り方を考え実践することができるように、学習や相談の機会・場所の設定に努める。

(1) 保護者の学習

障害児の成長発達をうながすために、保護者が相互に知識や経験を交換したり、個々の障害の内容や家庭教育の在り方を学習するような機会の設定に努める。

(2) 教育相談等への啓発

障害の早期発見・早期治療の重要性や、市立教育研究所で実施している教育相談の内容と意義を周知させるように広報

活動の充実に努める。また、保護者は、学校その他の障害児教育担当者と連携を密にして、障害児の学習や生活を正しく把握するように努める。

10. 社会教育における障害児教育

障害者が常に生きる喜びをもち、自らその可能性を伸ばすために、生涯にわたって自己学習・相互教育が進められるような条件を整備しなければならない。また、すべての市民が障害者問題を正しく認識し、基本的人権を守る立場から、障害者の正しい願いを実現していくことが、市民自らの課題となるよう社会教育の推進に努める。

(1) 障害者の自己学習・相互教育

① 地域活動への参加

障害者が地域活動・子ども会活動などに参加し活動できるように、関係団体の積極的な協力を要望する。また、地域活動などに際しての民間ボランティア活動を促進するため、関係機関に民間ボランティアの育成を要望する。

② 障害者の学級・講座

障害者が進んで学習することができるよう、関係機関と連絡をとりながら諸種の学級・講座の開設に努める。

③ 公共施設の条件整備

障害者の学習の機会を拡大するため、公共施設の諸条件を整備するよう関係機関に要望する。

(2) 市民教育の推進

① 市民への啓発

市民が障害者問題を正しく認識するよう、あらゆる機会に広報活動を実施するとともに、市民が学習するための学級や講座の開設に努める。

② 社会教育関係団体の研修

P T A 等社会教育関係団体が障害者問題を正しく認識するため、自主的な研修活動が進められるよう助言・協力を努める。

(3) 留守家庭児童

① 留守家庭児童の保護育成

小学校に在学する障害児のうち、保護者の不在等によって、家庭での保護指導を十分に受けられないことが常態となっている児童のために、適切な措置がとれるよう関係諸機関に要望する。

② 留守家庭児童会

1) 小学校低学年で留守家庭等の事情のある障害児のうち、希望する者については、留守家庭児童会事業の趣旨に基づき、当面、留守家庭児童会入級の対象児としての措置を講じるように努める。

2) 留守家庭児童会に入級した障害児の指導については、留守家庭児童会指導員と関係教育職員、並びに保護者との連携を密にし、留守家庭児童会の趣旨が生かせるように努める。

3) 留守家庭児童会において、障害児を担当する指導員の確保に努めるとともに、指導員が、障害児教育を正しく理解するように、研修機会の設定に努める。

後 文

この基本方針の制定とその実施にあたって、特に、障害児が生きる喜びを持ち、自立への展望をたしかなものにしていくために、すべての教育関係者が、医療・福祉関係者との有機的な連携のもとに、あらゆる場において、障害児教育に主体的に取り組むことが重要である。

豊中市教育委員会は、すべての市民が、憲法に立脚して、障害児教育を正しく認識し、心豊かにして、いっそう明るい教育文化のまちが全市民によって築かれんことを願うものである。